

令和5年度稼げる地域観光支援事業コーディネート事務局業務委託仕様書

1 委託事業名

令和5年度稼げる地域観光支援事業コーディネート事務局業務

2 事業の目的

- (1) 観光業界においては、新型コロナウイルス感染症の影響で低迷した観光需要については、回復傾向にあるものの、コロナ禍において借り入れた資金の返済をはじめ、人手不足や物価高騰への対応など、事業者は依然として厳しい状況に置かれています。
- (2) また、グローバル化の進展とともに、感染症拡大を契機としてライフスタイルや価値観が多様化し、団体旅行から個人旅行への転換が進むなど、旧来の観光地では、対応しきれないニーズが生まれています。
- (3) このような中、観光業界が、持続的な発展をしていくためには、インバウンド需要をしっかりと取り込むとともに、事業継続や生産性向上に向けた取り組みを講じていく必要があります。
- (4) そこで、茨城県では、アフターコロナにおける観光需要を効果的に観光地へ取り込み、地域の「稼ぐ力」を向上させるため、インバウンド向けコンテンツの新たな造成や国内向けコンテンツの転換・高付加価値化等を支援します。

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 事業概要

インバウンドコンテンツ造成支援事業として、本県の観光のフラッグシップとなるようなエリア整備（環境整備型）及びフラッグシップとなるようなコンテンツ造成（コンテンツ造成型）の補助事業（以下、「補助事業」という。）を募集するにあたり、各補助事業の選定を行うとともに、各補助事業の進捗管理や、事業化に向けた伴走支援等のコーディネート業務を行う。

5 業務内容

本事業の目的を達成するために、以下の業務に関することを実施する。具体的な内容については、県と詳細を協議のうえ、決定する。

- (1) 各補助事業の選定
 - ・ インバウンド等に識見を有する有識者を選任し、茨城県の強み（伸ばすべきエリアやコンテンツ）などを分析したうえで、評価基準の整理※及び精査を行うとともに、補助事業に応募されたものの中から、磨き上げることでインバウンド誘客効果が高まる事業の選定に係る業務を行う。
※評価基準の整理に当たっては、強みの分析結果も含め、県と協議したうえで決定すること。
 - ・ 選定された各補助事業の事業費の査定を行う。
- (2) 各補助事業の進捗管理
 - ・ 各補助事業について、計画通り実施されるよう進捗を管理する。

- ・ 各補助事業の進捗状況及び以下（３）～（６）の内容を県へ定期的に報告する。
なお、報告の期間は県から受託者へ指示する。
- （３）各補助事業の磨き上げ
 - ・ ターゲットの設定や、専門家の派遣、外国人の紹介など、国内コンテンツのインバウンド向け事業への転換支援や高付加価値化に向けて、各補助事業をブラッシュアップする。
 - ・ 各補助事業が他地域と差別化されたコンテンツとなるよう助言を行う。
- （４）各補助事業の事業化支援
 - ・ 各補助事業のツアーの造成や商品化に係る事業者とのマッチング、販路開拓といった事業化に向けた伴走支援を行う。
- （５）翌年度以降の自走化に向けた支援
 - ・ 翌年度の事業展開について、国の補助金の活用や政府系融資の調達など、資金調達や計画の策定、事業者とのマッチングなどの支援を行う。
- （６）外国人旅行者に向けたプロモーション事業者との連携
 - ・ 県国際観光課において委託するプロモーション事業者と、各補助事業の海外プロモーションについて連携を図る。
- （７）各補助事業の効果調査・分析、取りまとめ
 - ・ インバウンド誘客効果など各補助事業の実施による効果について調査・分析するとともに、各補助事業の実施者が県に提出する実績報告書の精査・取りまとめに係る業務を行う。
- （８）独自提案事項
 - ・ 上記（１）～（７）の必須提案事項と連動し、前述「２ 事業の目的」に沿った本事業の効果を高めると考えられる独自提案事項がある場合には、企画提案すること。
 - ・ ただし、実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費とあわせて委託料の上限の範囲内とする。

6 事業スケジュール（予定）

内 容	日 程
プロポーザルの公告	令和5年6月27日（火）
質問受付期限	令和5年7月 7日（金）15時
質問に対する回答	令和5年7月10日（月）以降
企画提案書などの提出締切	令和5年7月21日（金）17時
審査（プレゼンテーション）	令和5年7月26日（水）（予定）
選定結果通知、受託候補者と委託契約の協議開始	令和5年7月27日（木）以降（予定）
契約締結、業務開始	令和5年7月31日（月）以降（予定）
補助事業選定	令和5年8月中下旬
補助事業決定	令和5年8月下旬
補助事業開始、進捗管理、コーディネート・伴走支援	令和5年9月～令和6年2月
効果調査・分析	令和6年2月

7 留意事項

本事業は、地方創生臨時交付金を充てて行う事業のため、他の国庫補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費を委託事業費とはできない。

また、会計検査院の実地検査等の対象となる。会計帳簿等は事業終了後5年間保管すること。

8 事業成果品

事業実施報告書 1部（紙及び電子データ）

9 その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか業務の実施に必要な事項や仕様書の内容に関し疑義が生じたときは、その都度、県と協議の上、決定する。
- (2) 受託者の責によらない事業の中止について、事前準備にかかった費用は委託者が負担する。